

介護老人保健施設ほほえみ

重要事項説明書⑧－1

＜ 令和7年1月1日現在 ＞

1、事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人ふなびきクリニック
代表者名	理事長 舟曳 純仁
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399

2、事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	介護老人保健施設ほほえみ
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原西三丁目31番1 (電話) 0568-65-0151 (FAX) 0568-65-2244
事業所番号	2353480011
管理者の氏名	南光 徳偉
利用定員	従来型 26名

3、事業の目的及び方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設ほほえみの運営方針]

- ① 施設の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
- ② 施設の従事者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護サービスの提供に努める。
- ③ 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 老人福祉処遇の質の確保と向上に努める。家庭と病院との中間処遇をベースにした介護を行う。
- ⑤ 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行う。医療面の偏重(過剰医療・過少医療)を避け、生活援助の場としての施設を原則にバランスのとれた処遇に努める。

4、施設の概要

(1) 主な設備

- ・居室 従来型個室:14室、多床室(2人部屋):6室 ・食堂 ・機能訓練室 ・浴室(一般、特浴)
- ・家族介護教室 ・談話室 ・診療室 ・理美容室 ・レクリエーションルーム

(2) 施設の職員体制

職種	人数	業務内容
医師	1名以上	利用者の健康管理及び医療の処置に適切な処遇を講ずる。
薬剤師	1名以上	利用者に対する投薬・服薬指導業務等を行う。
看護職員	2.5名以上 (常勤換算)	利用者に対するの保健衛生及び服薬管理等の看護業務を行う。
介護職員	6.5名以上 (常勤換算)	利用者に対するの日常生活全般にわたる介護業務を行う。
理学療法士	併せて 0.3名以上 (常勤換算)	利用者に対する理学療法業務等を行う。
作業療法士		利用者に対する作業療法業務等を行う。
言語聴覚士		利用者に対する言語聴覚療法等を行う。
管理栄養士	1名以上	利用者に対する栄養指導業務等を行う。
支援相談員	1名以上	利用者に対する相談支援業務等を行う。
介護支援専門員	1名以上	利用者に対する施設サービス計画作成等の介護支援業務を行う。
事務員	1名以上	事務の処理を行う。

※栄養士、調理員については(有)ふなびきメディカルとの業務委託を行うことにより適正なサービスを確保します。

5、サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
 - ② 短期入所療養介護計画の立案
 - ③ 食事： 食事は原則として食堂でおとりいただきます。
朝食 7時00分～8時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 17時00分～18時00分 ※身体状況等により食事時間の変更は可能です。
 - ④ 入浴： 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
 - ⑤ 医学的管理・看護： 介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
 - ⑥ 介護： 施設サービス計画に基づいて実施します。（退所時の支援も行います。）
 - ⑦ 訓練： リハビリテーション、レクリエーション
 - ⑧ 相談支援サービス
 - ⑨ 理美容サービス： 原則月2回実施します。
 - ⑩ 介護保険更新申請手続の代行
 - ⑪ その他
- ※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

6、入所対象条件

要介護認定1～5までの方で、症状が安定しており常時介護が必要な方

7、秘密の保持と個人情報の保護について

- (1)施設は、サービスの提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。
- (2)施設は、自らが作成または取得し、保存している個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、法人の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、または緊急の場合の医療機関等へのご利用者様の心身等に関する情報提供、その他、ご利用者様から個人情報に関わる同意書にて予め同意をいただいているもの以外に関しては、ご利用者様又は保証人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

8、利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス
原則として負担割合証に応じた利用料金の割合が利用者の負担金となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

<1日あたりの基本料金> 1単位＝10.27円

施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	717単位	763単位	828単位	883単位	932単位
多床室	793単位	843単位	908単位	961単位	1,012単位

<加算>

初期加算Ⅰ（入所日より30日間）	60単位	夜勤職員配置加算	24単位
初期加算Ⅱ（入所日より30日間）	30単位	協力医療機関連携加算	100単位
＊短期集中リハビリテーション実施加算（入所日から3ヶ月間）	200単位	＊経口移行加算（1日につき）	28単位
＊療養食加算（1食につき）	6単位	＊入所前後訪問指導加算Ⅰ	450単位
＊入所前後訪問指導加算Ⅱ	480単位	＊退所前連携加算Ⅰ	600単位
＊退所前連携加算Ⅱ	400単位	＊試行的退所時指導加算	400単位
＊退所時情報提供加算Ⅰ	500単位	＊退所時情報提供加算Ⅱ	250単位
＊訪問看護指示加算	300単位	＊ターミナルケア加算（死亡日以前31日以上45日以下）	72単位
＊ターミナルケア加算（死亡日以前4日以上30日以下）	160単位	＊ターミナルケア加算（死亡日以前2日又は3日）	910単位
＊ターミナルケア加算（死亡日）	1900単位	＊退所時栄養情報連携加算	70単位
＊再入所時栄養情報連携加算	200単位	＊新興感染症等施設療養費	240単位
＊所定疾患施設療養費Ⅰ	239単位	＊所定疾患施設療養費Ⅱ	480単位
＊かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	140単位	＊かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	70単位
＊若年性認知症入所者受入加算	120単位	＊外泊時費用	362単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位		

＊対象者のみ加算になります。
(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として1ヶ月の総単位数に加算率7.1%を乗じた単位数を加算します。

(2) 食費(1日あたり)

食費	費用	負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
		1, 860円／日	300円／日	390円／日	650円／日 1, 360円／日

○おやつ代 :150円/日

※行事時、別途行事食費として300円加算させていただきます。

(3) 介護保険給付対象外の料金

居室	費用	負担限度額		
		第1段階	第2段階	第3段階①②
		従来型個室 2, 370円／日	550円／日	550円／日 1, 370円／日
多床室	1, 200円／日	0円／日	430円／日	430円／日

(4) 支払い方法

毎月、25日までに前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払いください。お支払方法は、月末にご契約口座からの引落としになります。なお、月末に残高不足で引き落としが出来なかった場合は、翌月15日(土日祝日の場合は前営業日)に再度引落としをさせていただきます。

※入金確認後、領収書を発行します。

9、施設利用に当たっての留意事項

利用者の皆様が、自立を目指し、相互の親睦を図りながら、快適で安らぎのある共同の療養生活を維持していただける様、次の事柄を守って下さる事をお願いします。

- ① 毎日の生活は、利用者の身体状況に合わせた施設の日課に基づいて、職員の指示を守り、規則正しく過ごしましょう。自分勝手な行動をされますと、他の利用者にも迷惑を及ぼしますので宜しくお願いします。
- ② 消灯は午後9時です。消灯後は他入所者の迷惑にならない様お静かにお過ごし下さい。
- ③ 面会時間は日・祝日を除いた日の午前9時30分～11:00/午後13:30～15:30となり、2階は月・木曜日は午前のみ/3Fは火・金曜日は午前のみとなっています。家族、親族の方には、特に支障のないかぎり、できるだけ頻繁な面会をお願いします。面会においでの方は1F玄関にて手続きを行い上に上がっていただきます。尚、療養の妨げとなる様な体調に不安のある方や飲酒後の面会はお遠慮下さい。
- ④ 外出、外泊の際にはあらかじめ届出をし、施設長の許可を得て必ず家族の方等の同伴にて外出、外泊して下さい。特に支障のないかぎり、在宅復帰に向けて外出・外泊をご検討下さい。
- ⑤ 飲酒・喫煙はお遠慮下さい。
- ⑥ 火気の取扱いについて施設内では、火災予防上、火気の使用はできません。
- ⑦ 設備・備品の利用について共有の設備、備品は他の迷惑にならないよう利用して下さい。無断で備品の位置、又は、形状を変えないで下さい。故意に設備や備品に障害を与え、又これらを施設外に持ち出すことはお遠慮下さい。設備や備品に破損等があった際は、その修繕にかかる費用を請求する場合があります。
- ⑧ 度重なるハラスメント行為(暴言、暴力、性的な言動、行動等)があり、注意を行っても改善が見られなかった場合、サービスの利用を停止させていただく場合があります。
- ⑨ 所持品・備品等の持ち込みは最小限度にお願いします。入所者の所持品の紛失、破損については施設では責任を負いません。所持品には必ず記名し、各自で充分、ご注意ください。
- ⑩ 金銭・貴重品の管理は貴重品や多額の現金等、療養上不必要なものはお持ち帰り下さい。紛失等、施設は責任を負いません。
- ⑪ 健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、負担限度額認定証、負担割合証等の記載事項に変更が生じた場合は速やかに施設に申し出て下さい。
- ⑫ 外泊時等の施設外での受診はご相談下さい。
- ⑬ 施設内にペットの持ち込みはお遠慮下さい。
- ⑭ 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10、虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために以下の取り組みます。

- ① 虐待防止のため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催します。
- ④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を発見した時は、速やかに、各市町村窓口に通報いたします。

施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者及び利用者の後見人又はその家族(後見人がなく、かつ身寄りがいない場合には身元引受人)に対して事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得た上で、身体拘束等適正化のための指針に基づき、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また施設として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- | | | |
|-------------|---|-------------------------|
| 事業所の窓口 | 介護老人保健施設ほほえみ
嶺川三恵子・村瀬知歩(不在時は他の職員が対応) | TEL 0568-65-0151 |
| 市町村(保険者)の窓口 | ☐ 犬山市役所高齢者支援課
☐ その他() | TEL 0568-44-0326
TEL |
| 公的団体の窓口 | 愛知県国民健康保険団体連合会 | TEL 052-971-4165 |

17、協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

○ 名称

住所

電話

医療法人ふなびきクリニック
愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2
0568-62-8811
- 名称

住所

電話

社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院
愛知県犬山市大字五郎丸字二タ子塚6
0568-62-8111
- ・協力歯科医療機関

○ 名称

住所

電話

きたのもんファミリー 歯科
愛知県犬山市字北之門38番2
0568-67-0055

18、緊急時の対応

緊急の場合には別紙「緊急連絡先」に記入していただいた連絡先に連絡いたします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者

事業者名

事業所名

代表者名

医療法人ふなびきクリニック
介護老人保健施設ほほえみ
理事長 舟曳 純仁

説明者

氏名

私は、介護老人保健施設ほほえみの重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和

年

月

日

氏名

代筆者

(続柄)

ユニット型介護老人保健施設ほほえみ

重要事項説明書⑧-2

＜ 令和7年1月1日現在 ＞

1、事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人ふなびきクリニック
代表者名	理事長 舟曳 純仁
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399

2、事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	ユニット型介護老人保健施設ほほえみ
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原西三丁目31番1 (電話) 0568-65-0151 (FAX) 0568-65-2244
事業所番号	2353480029
管理者の氏名	南光 徳偉
利用定員	ユニット型 44名

3、事業の目的及び方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[ユニット型介護老人保健施設ほほえみの運営方針]

- ① 施設の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
- ② 施設の従事者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護サービスの提供に努める。
- ③ 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 老人福祉処遇の質の確保と向上に努める。家庭と病院との中間処遇をベースにした介護を行う。
- ⑤ 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行う。医療面の偏重(過剰医療・過少医療)を避け、生活援助の場としての施設を原則にバランスのとれた処遇に努める。

4、施設の概要

(1) 主な設備

- ・居室 ユニット型個室:44室 ・食堂 ・機能訓練室 ・浴室(一般、特浴)
- ・家族介護教室 ・談話室 ・診療室 ・理美容室 ・レクリエーションルーム

(2) 施設の職員体制

職種	人数	業務内容
医師	1名以上	利用者の健康管理及び医療の処置に適切な処遇を講ずる。
薬剤師	1名以上	利用者に対する投薬・服薬指導業務等を行う。
看護職員	4.2名以上 (常勤換算)	利用者に対するの保健衛生及び服薬管理等の看護業務を行う。
介護職員	10.8名以上 (常勤換算)	利用者に対するの日常生活全般にわたる介護業務を行う。
理学療法士	0.5名以上	利用者に対する理学療法業務等を行う。
作業療法士		利用者に対する作業療法業務等を行う。
言語聴覚士		利用者に対する言語聴覚療法等を行う。
管理栄養士	1名以上	利用者に対する栄養指導業務等を行う。
支援相談員	1名以上	利用者に対する相談支援業務等を行う。
介護支援専門員	1名以上	利用者に対する施設サービス計画作成等の介護支援業務を行う。
事務員	1名以上	事務の処理を行う。

※栄養士、調理員については(有)ふなびきメディカルとの業務委託を行うことにより適正なサービスを確保します。

5、サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
 - ② 短期入所療養介護計画の立案
 - ③ 食事：食事は原則として食堂でおとりいただきます。
朝食 7時00分～8時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 17時00分～18時00分 ※身体状況等により食事時間の変更は可能です。
 - ④ 入浴：一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
 - ⑤ 医学的管理・看護：介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
 - ⑥ 介護：施設サービス計画に基づいて実施します。（退所時の支援も行います。）
 - ⑦ 訓練：リハビリテーション、レクリエーション
 - ⑧ 相談支援サービス
 - ⑨ 理美容サービス： 原則月2回実施します。
 - ⑩ 介護保険更新申請手続きの代行
 - ⑪ その他
- ※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

6、入所対象条件

要介護認定1～5までの方で、症状が安定しており常時介護が必要な方

7、秘密の保持と個人情報の保護

- (1)施設は、サービスの提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。
- (2)施設は、自らが作成または取得し、保存している個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、法人の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、または緊急の場合の医療機関等へのご利用者様の心身等に関する情報提供、その他、ご利用者様から個人情報に関わる同意書にて予め同意をいただいているもの以外に関しては、ご利用者様又は保証人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

8、利用料金

- (1) 介護保険給付対象サービス
- 原則として負担割合証に応じた利用料金の割合が利用者の負担金となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

<1日あたりの基本料金> 1単位＝10、27円

施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	802単位	848単位	913単位	968単位	1,018単位

<加算>

初期加算Ⅰ（入所日より30日間）	60単位	夜勤職員配置加算	24単位
初期加算Ⅱ（入所日より30日間）	30単位	協力医療機関連携加算	100単位
*短期集中リハビリテーション実施加算 （入所日から3ヶ月間）	200単位	*経口移行加算（1日につき）	28単位
*療養食加算（1食につき）	6単位	*入所前後訪問指導加算Ⅰ	450単位
*入所前後訪問指導加算Ⅱ	480単位	*退所前連携加算Ⅰ	600単位
*退所前連携加算Ⅱ	400単位	*試行的退所時指導加算	400単位
*退所時情報提供加算Ⅰ	500単位	*退所時情報提供加算Ⅱ	250単位
*訪問看護指示加算	300単位	*ターミナルケア加算 （死亡日以前31日以上45日以下）	72単位
*ターミナルケア加算 （死亡日以前4日以上30日以下）	160単位	*ターミナルケア加算 （死亡日以前2日又は3日）	910単位
*ターミナルケア加算（死亡日）	1900単位	*退所時栄養情報連携加算	70単位
*再入所時栄養情報連携加算	200単位	*新興感染症等施設療養費	240単位
*所定疾患施設療養費Ⅰ	239単位	*所定疾患施設療養費Ⅱ	480単位
*かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	140単位	*かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	70単位
*若年性認知症入所者受入加算	120単位	*外泊時費用	362単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位		

- *対象者のみ加算になります。
- (1)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として1ヶ月の総単位数に加算率7.1%を乗じた単位数を加算します。

(2) 食費(1日あたり)

食費	費用	負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	1, 860円／日	300円／日	390円／日	650円／日	1, 360円／日

○おやつ代 :150円/日

※行事時、別途行事食費として300円加算させていただきます。

(3) 介護保険給付対象外の料金

居室	費用	負担限度額		
		第1段階	第2段階	第3段階①②
ユニット型個室	2, 640円／日	880円／日	880円／日	1, 370円／日

○日用品費 :200円/日 ○教養娯楽費 :200円/日

※負担限度額認定証につきましては、各市町村にてご確認ください。

(4) 支払い方法

毎月、25日までに前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払いください。お支払方法は、月末にご契約口座からの引落としになります。なお、月末に残高不足で引き落としが出来なかった場合は、翌月15日(土日祝日の場合は前営業日)に再度引落としをさせていただきます。

※入金確認後、領収書を発行します。

9、施設利用に当たっての留意事項

利用者の皆様、自立を目指し、相互の親睦を図りながら、快適で安らぎのある共同の療養生活を維持していただける様、次の事柄を守って下さる事をお願いします。

- ① 毎日の生活は、利用者の身体状況に合わせた施設の日課に基づいて、職員の指示を守り、規則正しく過ごしましょう。自分勝手な行動をされますと、他の利用者にも迷惑を及ぼしますので宜しくお願いします。
- ② 消灯は午後9時です。消灯後は他入所者の迷惑にならない様お静かにお過ごし下さい。
- ③ 面会時間は日・祝日を除いた日の午前9時30分～11:00/午後13:30～15:30となり、2階は月・木曜日は午前のみ/3Fは火・金曜日は午前のみとなっています。家族、親族の方には。特に支障のないかぎり、できるだけ頻繁な面会をお願いします。面会においでの方は1F玄関にて手続きを行い上に上がっていただきます。尚、療養の妨げとなる様な体調に不安のある方や飲酒後の面会をご遠慮下さい。
- ④ 外出、外泊の際にはあらかじめ届出をし、施設長の許可を得て必ず家族の方等の同伴にて外出、外泊して下さい。特に支障のないかぎり、在宅復帰に向けて外出・外泊をご検討下さい。
- ⑤ 飲酒・喫煙はご遠慮下さい。
- ⑥ 火気の取扱いについて施設内では、火災予防上、火気の使用はできません。
- ⑦ 設備・備品の利用について共有の設備、備品は他の迷惑にならないよう利用して下さい。無断で備品の位置、又は、形状を変えないで下さい。故意に設備や備品に障害を与え、又これらを施設外に持ち出すことはご遠慮下さい。設備や備品に破損等があった際は、その修繕にかかる費用を請求する場合があります。
- ⑧ 度重なるハラスメント行為(暴言、暴力、性的な言動、行動等)があり、注意を行っても改善が見られなかった場合、サービスの利用を停止させていただく場合があります。
- ⑨ 所持品・備品等の持ち込みは最小限度にお願いします。入所者の所持品の紛失、破損については施設では責任を負いません。所持品には必ず記名し、各自で充分、ご注意ください。
- ⑩ 金銭・貴重品の管理は貴重品や多額の現金等、療養上不必要なものはお持ち帰り下さい。紛失等、施設は責任を負いません。
- ⑪ 健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、負担限度額認定証、負担割合証等の記載事項に変更が生じた場合は速やかに施設に申し出て下さい。
- ⑫ 外泊時等の施設外での受診はご相談下さい。
- ⑬ 施設内にペットの持ち込みはご遠慮下さい。
- ⑭ 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10、虐待防止

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するために以下の取り組みます。

- ① 虐待防止のため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催します。
- ④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を発見した時は、速やかに、各市町村窓口に通報いたします。

11、身体拘束

施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者及び利用者の後見人又はその家族(後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対して事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得た上で、身体拘束等適正化のための指針に基づき、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また施設として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12、衛生管理

- (1)施設の食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①施設所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

13、業務継続計画の策定

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する利用サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14、非常災害時の対策

防火管理者	山中 大雅				
防災訓練等	消防計画に基づき年2回実施				
消防設備	避難階段	避難口	防火扉	屋内消火栓設備	スプリンクラー
	非常通報装置	非常警報装置	非常電源	誘導灯及び誘導標識	自動火災報知設備

15、事故発生時の対応および損害賠償

- (1)施設は、サービスの提供にともなって、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の身元引受人または代理人に連絡するとともに必要な措置を講じ、市町村に連絡いたします。併せて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。
- (2)施設は、サービスの提供にともなって、施設の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

16、苦情受付・対応

利用者様及びそのご家族等からの相談を受けた場合は、施設は事実関係を調査し、その結果並びに改善方法について速やかに対応いたします。施設は苦情申し立てがなされたことをもって、ご利用者様に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

苦情相談窓口として、下記相談窓口にご相談ください。当施設以外についてはお住いの市町村、もしくは愛知県国民健康保険団体連合会にて苦情の申し立てをすることができます。

<苦情窓口>

事業所の窓口	ユニット型介護老人保健施設ほほえみ 嶺川三恵子・村瀬知歩(不在時は他の職員が対応)	TEL 0568-65-0151
市町村(保険者)の窓口	☐ 犬山市役所高齢者支援課	TEL 0568-44-0326
	☐ その他()	TEL
公的団体の窓口	愛知県国民健康保険団体連合会	TEL 052-971-4165

17、協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

○ 名称

住所

電話

医療法人ふなびきクリニック
愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2
0568-62-8811
- 名称

住所

電話

社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院
愛知県犬山市大字五郎丸字二タ子塚6
0568-62-8111
- ・協力歯科医療機関

○ 名称

住所

電話

きたのもんファミリー歯科
愛知県犬山市字北之門38番2
0568-67-0055

18、緊急時の対応

緊急の場合には別紙「緊急連絡先」に記入していただいた連絡先に連絡いたします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、ユニット型介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者

事業者名

事業所名

代表者名

医療法人ふなびきクリニック
介護老人保健施設ほほえみ
理事長 舟曳 純仁

説明者

氏名

私は、ユニット型介護老人保健施設ほほえみの重要事項説明書に基づいて、ユニット型介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

氏名

代筆者

(続柄)